功次による昇進制度の形成

佐藤達郎

はじめに
一　功と勞、特に前者の性質について
二　先秦期における軍功の評價
三　前漢における變化——爵より官位へ、軍功より勤務日數へ——
結びに代えて

はじめに

漢代において、後世と同様の勤務日數の評價による官吏の段階的な昇進、いわゆる「功次」による昇進の制度があり、大半の官吏がそれによって昇進していたことは既に明らかにされている。(1) 筆者は前稿で漢代の人事制度全體の體系を考えるために、この所謂功次による昇進と諸科目の察舉とが、ともに下級機關の考課に基づく一種の推舉であったこと、そこに漢代の人事制度のいわば分散的性格の見られることを指摘した。(2) ただ、功次による昇進が他科目の察舉に比して意外に多くはないという前稿の指摘は、近出の尹灣漢簡によりやや修正せねばならない。「東海郡下轄長吏名籍」によれば六割の長吏が「功〔次〕を以て」昇進してきているからである。(3)

このように漢代、官吏の昇進手段の過半を占めた功次つまり年功序列による昇進制度はどのような起源を持ち、形成さ

れてきたのであろうか。また漢代のこの制度が後世の昇進制度の祖型をなしたとするなら、その起源と成立過程を探ることはとりもなおさず後世に續く昇進制度のそれを探ることでもある。にも拘わらず、孝廉等の察舉制度に比し研究が淺いために、このことについて今まで十分な檢討はなされてこなかった。本稿はこの點を檢討し、同時にそれを通じて、後世と同じく年功序列的な昇進制度と言いながら、漢代のそれに見られる獨自の特徴を説明、その歴史的な特質を明らかにしようとするものである。

更に、最後に述べるように、その制度の確立したことは、官僚制全體の安定を齎すのみならず、やがて次の時代に貴族的官制が形成されるための大きな一因ともなったと豫想される。年功序列による自動的な昇進が保證されて初めて、各出身に應じた昇進經路が安定し得るからである。本稿は、續く魏晉南北朝時代の貴族制の成立を探るための、一つの豫備作業でもある。

以上の目的のもと本稿では、漢代の功次による昇進制度について、その漢代における實體と起源、及び漢代に至る變遷の過程を考察していくことにする。

一　功と勞、特に前者の性質について

先述の通り、漢代官吏の勤務成績は「功」「勞」により評定されており、それが邊境の下級軍吏のみならず內地の高級文官にも適用されていたことは次の居延舊簡より明らかである。

☒十一月五日　長信少府丞王涉勞一歲九月七日　四一・二二

☒九日　信都相長史吳尊功一勞三歲六日☒　五三・七(4)

また、先述の尹灣簡「長吏名籍」には前漢末期、東海郡管下の各縣の二百石以上の長吏の昇進經路が記されてあり、その中、過半の者が「功次を以て」昇進してきている。これらの者もやはり「功」「勞」の評價に基づき昇進したと思われ

る。

ところで漢簡の人事記錄に見える「功」「勞」のうち、日數單位で數えられる後者が勤務期間に當たるのは明らかだが、一方、個數で數えられる前者については從來やや曖昧に附されてきた節がある。卽ち大庭氏はそれを「戰陣で敵の首を取るとか、平時に盜賊を捕らえるとかのごとく、他の人にはなくて、その人のみが有する特別なてがらとしてよいのではないか」とされた。(5) また朱紹侯氏もそれを軍功として簡單に片づけている。(6) しかし、長信少府丞や信都相長史といった內地の文官は無論のこと、邊境の軍吏にあっても、前漢後期より後漢初期にかけての時期、軍功をあげうる戰鬪の機會がさほど頻繁にあったとは考えられない。それに對し最近、胡平生氏の新たな說が提起されている。氏は、勞四年が功一つに換算された、とするのである。(7)

氏が第一に論據とされたのは次の居延新簡である。

居延甲渠候官第十隧長公乘徐譚功將　　居延鳴沙里家去大守府千六十三里產居延縣
中功一勞二歲　　能書會計治官民頗知律令文　　爲吏五歲三月十五日
其六月十五日河平二年三年四年秋試射以令賜勞　□令　　其十五日河平元年陽朔元年病不爲勞　居延縣人
E．P．T五〇：一〇

(居延甲渠候官第十一燧長、爵は公乘の徐譚の功將。(8) その功は一つ、勞は二年に當たる。うち六ヶ月十五日分は河平二年より四年までの秋試で射擊をして令の規定に則り賜わる。(以上、令の規定に合致。)書、會計、官民の治事を能くし、律令をよく知っている。「文」(意味不明)。本籍地は居延縣鳴沙里、家は太守府から離れること千六十三里。居延縣の生まれ。吏となって以來五年三ヶ月十五日、うち十五日は河平元年と陽朔元年に病氣のため勤務日數に入れず。居延縣の人。)

要約すれば、氏は第三段の「爲吏五歲三月十五日」と第一欄「功一勞二歲」との不一致に注目し、四歲＝功一、との換算率を引き出したのである。病休による不勞と秋射による賜勞を計入しても多少數の合わない分は、簡の左側の殘缺部分に更に賜奪勞の記載のあったため、と推測する。

氏の第二の論據は、漢簡に見える長吏から少吏まで（無論後者が斷然多い）の功勞の記錄中、勞が三年臺を上限とし、四年以上の例の絶えて見られないことである。

まず第一の點につき檢討すれば、確かに簡の左側には文字の右端らしきものが殘っているように見えなくもない。が、この簡の左端はきれいに一直線に切られており、もとの文書がこの左側にさらに續いており、それが何らかの事情で切りとられたと見るにはやや不自然であることが一つ。また、氏の推測されるように第一欄左端列の秋射賜勞の記載の更に左に秋射賜勞の記載のあった、或いは第三欄の左端に更に奪勞の記載のあった、というのは書式の上から不自然であるのが一つ。これら、氏の說明にはいくつか納得のいかない點があるのではあるが、多少の誤差はあるものの確かに勞四年＝功一、としたときのこの簡における「爲吏」の日數と「勞」の日數との不一致を比較的よく說明できる。

第二の點について。漢簡に見える功勞の記載中、三年數ヶ月に及ぶものが數例見られるにも拘わらず、四年以上になるものは確かに一例も見られない。では居延の少吏は一般に四年以上にわたり勤務することがなかったのであろうか。この點については、李均明・劉軍兩氏の連著になる「居延漢簡居延都尉與甲渠候官人物志」(9)がある程度參考になる。兩氏は漢簡に見える居延都尉・甲渠候の人名を集めた上で、その任期がどれだけの期閒に及んだかを檢討している。

それによれば、まず居延都尉・德の在任期閒は少なくとも五鳳三年十月から甘露二年九月までに亙る。これはちょうど三年になる。その後の在任期閒は長くないと推測されている。計十五名の都尉の名と在任時期が擧げられているが、うち確實に上限と下限の確定できるものは德のみである。

次に甲渠候について見れば、擧げられる計二十五名（守任の者を含む）の甲渠候のうち、確實に最低限どれだけの閒在任したかを確認できる人物は次の三名である。

漢彊：神爵四年五月～甘露三年三月＝六年十ヶ月。

喜：初元四年二月～永光五年正月＝六年。

誼：建始元年九月～河平五年正月＝七年四ヶ月。

これらはあくまで、彼らがその時期に在任していたことが確認されるというだけで、實際の任期はもっと長かったはずである。にも拘わらず、既に彼らの任期は六、七年の長きにわたっているのである。李氏らはいう、「以上より西漢時期の候官の候の任期は一般に比較的長かったことが見て取れる。例えば候の破胡・漢彊・誼の任期は皆少なくとも六年以上に亙るのである。」

確實に任期の確認できる者だけを見たとき、そのいずれもが六年以上の閒勤務し續けていた。卽ちそれは特例なのではなく、鄣候一般がそうであったと見るべきである。他地より赴任する六百石の長吏である鄣候がそうであった以上、現地任用される百石以下の少吏の任期もやはりその程度か或いはそれ以上に及んだと見るのが妥當である。卽ち、長吏より少吏に至るまで、皆が四年未滿で任期を終えていた、とは甚だ考えにくいのである。にも拘わらず勞が四年以上になる例の見られないという事實、これは勞四年＝功一、と考えたとき最もよく理解できる。

以上、胡氏の說を檢討した結果、氏の論據の第一點については書式の上から疑問は殘るものの強く否定する理由もなく、また第二點についても氏の說により整合的に理解しうることを確認した。ここで私はもう一つ、氏の說を裏附ける材料を提示したい。それは敦煌馬圈灣出土の次の簡である。

玉門千秋隧長敦煌武安里公乘呂安漢年卅七歲長七尺六寸神爵四年六月辛酉除功一勞三歲九月二日其卅日　D一一八六A

父不幸死憲（寧の誤）定功一勞三歲八月二日訖九月晦庚戌故不史今史　D一一八六B

（玉門千秋隧長、敦煌武安里の爵は公乘の呂安漢、年は三十七歲。身長七尺六寸。神爵四年六月辛酉に〔現在の官に〕除任される。その功は一個、勞は三年九ヶ月二日、うち三十日は父が死に忌引きで勤務に入れず、差し引き功は一個、勞は三年八ヶ月二日になる。九月晦庚戌まで。もと史でなかったが今は史である。）

他に類例のない書式で、この簡がどのような種類の文書に當たるかは明言できないが、内容について見れば隊長呂安漢の「勞」が神爵四年六月辛酉（二九日）から數えられていることは確かである。一方、「訖九月晦庚戌」とありこれが下限であろう。これは干支より甘露三年であることがわかり、神爵四年六月から甘露三年九月までは七年三ヶ月になる。うち三十日は父の憂により官を一時休んでいるらしく、それを引くと七年二ヶ月となる。ここで功＝四年とすると、功一、勞三歲二月になる。彼の功一勞三歲八月二日との間には六月ほどの開きがあるが、秋射賜勞の分と見れば問題はない。六月は矢十二本分になり、七回の秋射によって十分に得られる量である。かくして、この簡より再び、功＝勞四歲、の胡氏說が補強されたことになる。

無論、功の得られる手段はこれに限られなかったであろう。例えば次の所謂「表彰狀」簡がある。

☑候官窮虜隊長簪裊單立中功五勞　三月能書會計治官民頗知律令文年卅歲長七尺五寸應令居延中宿里家去官七十五里　八九・二四

（……候官窮虜隊長、爵は簪裊の單立。功は五個、勞は三月に相當。書、會計、官民の治事を能くしよく律令を知っている。文。年は三十歲、身長七尺五寸。令の規定に合致。本籍居延中宿里、家は候官を去ること七十五里。居延部に屬す。）

隊長の單立は三十歲にして五つの功を持っている。功＝四年とすれば彼は二十年餘りを勤務していなければならない。彼は三十歲なので二十年勤務とすれば十歲から勤務していることになる。秋射賜勞を入れても一回の試驗で得られる最高値が九十日、四回＝四年でやっと一年になる。理論上、彼が十四歲で出仕して十六年の秋射で連續して全中を得た場合に五つの功數が得られるが、それは實際にはあり得ない。卽ち、彼の功五のうち少なくともいくつかは勞から換算されたもの以外を含む、と考えざるを得ないのである。それは或いは大庭氏の言われる如く斬首ないしは捕賊等の功績であったかもしれない。ただ、この簡のように五つにも及ぶ功數は現在知られる簡の中では例外に屬し、他のほとんどのケースでは一乃至せいぜい二個であることを勘案するならば、やはり大抵の場合、これらの功は勞からの換算により得られたものと見

るべきであろう。

以上、勞四年が功一つに換算されること、故に功・勞いずれも實質としては官吏の勤務期閒を表現することを、胡氏の說に依據し再確認した。戰鬪に預かり得ない內地の文官たちは無論、大半の邊境軍吏もこのようにして「功」を得ていたのである。卽ち漢代に於いて、功と勞による官吏の勤務評價と昇進の制度とは換言すれば主として勤務日數の評價によるもの、と言い切って大過なかろう。

では、なぜ勤務年數をわざわざ「功」という全く別の單位に換算する如き、一見不思議なことが行われていたのであろうか。なぜ「勞七歲」でなく「功一・勞三歲」と言い換えねばならなかったのか。無論、官吏の考課に當たって數年を一單位とするのは何も漢代に限ったことではない。例えば唐令には六品以下の官が四年を滿期とする旨が次のように記される。

諸そ內外六品以下、四考滿ちて皆中中考なれば因りて一階を進め、二中上考ごとにまた兩階を進め、一上下考ごとに兩階を進む。（『唐令拾遺』・復元選擧令第七條）

但し、このような唐代の規定と右に述べた漢代の規定との閒には、大きな違いがある。前者の場合、四考の各「考」（唐代では一年）ごとに考課が行われ、その成績に基づき進退が行われる。「考」は一年乃至數年に一度行われる考課そのものを意味し、個數である以上にその內容が問われる。これが傳統的な「三載考績、三考黜陟」の理念を背景とすることは言うまでもない。對する後者では、勤務日數「勞」から換算された「功」は、殘りの端數の「勞」と並んでそれ自體が考課の對象となる。「功」はあくまで個數に過ぎず、その內容如何は問われない。故に、「功」には單なる勤務日數「勞」とは異なり、また「三載考績、三考黜陟」の如き數年に一度の考課とも違った、特別の意味があると考えねばならない。さもなければ讀み替えの意味がない。

旣に述べたように、漢簡の「功」の內容について嘗て大庭氏は戰陣での首級や捕賊などの特別の手柄、朱氏は軍功とし

た。實際には「功」が「勞」より換算されるものであったとしても、兩氏の指摘は「功」の元來の意味を考える上で重要である。後述のように、韓非子・定法篇にも漢代の功勞評定制度の源流と思われる「商君の法」について「斬首の功」に應じて爵位・官位を與えるとの規定が見える。また、江陵張家山漢簡には一八四枚の簡から成る「功令」（前漢最初期のものとされる）が含まれ、寫眞・釋文は未公表ながら、そこには「邊境防衛に當たり敵を殺して立てた功の具體的な記錄の仕方とその詳細な規定、更に官位を次第に昇進させていく順序」が記されているという。詳しい內容は不明なものの、簡報に據ればそこには軍陣での殺敵の功に應じた昇進規定があるらしい。(10) 漢代、功勞評定の規定は功令に入っていたはずだが、前漢最初期その功令中に軍功に應じた官位昇進の規定があるらしいことも、漢簡上の「功」と殺敵の軍功との關係を推測させる。端的に言えば、漢代における實體はともあれ、漢簡の「功」はやはり元來は斬首などの具體的な軍功であったと豫測される。(11) 個數で數えられるのは、元來それが首切り數などの具體的個數を意味したからではなかったか。

のみならず、「勞」も或いは元來軍隊での勤務を指す法律用語であったかも知れない。雲夢秦簡では次のようにそれが從軍の期閒（「歲數」）を示す單位として用いられるからである。

●敢えてその勞の歲數を深益せる者は貲すること一甲、勞を棄つ。　●中勞律。（秦律雜抄、一五～一六簡）(12)

軍事との關係は、「功」「勞」の語のみに見られるのではない。漢代、それらを上申する手續きを「上功」と呼んだらしく、そして軍隊での手柄を上申することをやはり「上功」と呼んだらしい。卽ち、論衡・謝短篇には文吏への意地惡な問いかけとして「之に問いて曰く、……吏の上功せるに伐閱名籍墨將と曰うは、何の指ぞや、……」とある。大庭氏の指摘の通り、ここに言う伐閱名籍墨將とは先に擧げた居延漢簡「功勞墨將名籍」（功將、功墨）のことであろう。功勞墨將名籍によって功勞を上申することが「上功」と呼ばれる譯である。(13) 一方、史記・馮唐傳には次のように軍陣における首級の上申を同じく「上功」と呼んでいる事例がある。

唐、對えて曰く、……且つ雲中守尚、上功して首虜六級を差えるに坐す、陛下（文帝）、之を吏に下し、其の爵を削り、之を罰作せしむ。……

「差六級」とあるから明らかにこの「上功」の内容は戰鬬における斬首乃至捕虜の數である。

以上、漢代官吏の勤務日數評價の制度において、軍陣での功績の評價制度との強い類似性が見られることを推測的ながら指摘した。(14) 繰り返せば、邊境の軍吏のみならず内地の恐らくは戰鬬と無緣であろう官にあってさえ、彼らの勤務日數はそのような制度によって評價され、それに基づいて彼らは昇進したのである。ここから更に豫測されることは次である。即ち、元來官僚の勤務評價・昇進の制度は軍功の評價制度から發生した、もしくは軍功の評價の制度がある時期以降官僚の勤務評價にまで適用された、のいずれかであろう。いずれであれ、これら以上の豫測を確かめるために、前漢より前に遡り軍功の評價の制度について、またそれが官僚の勤務評價に形を變えていく過程について見なければならない。章を改めたい。

二　先秦期における軍功の評價

先秦より漢に至る軍功評價の制度については、既に諸先學により爵制との關係である程度詳しく論じられている。(15) 但し、それらは主に爵制に關心の比重を置き、官位との關係については必ずしも十分に論じられていない。尤も先秦期にあって爵と官とは必ずしも分けがたい部分があり、本章では先學の所論と一部重複するのを承知で、爵・官及びその他の賞賜をも含めて、當該時期の軍功評價・褒賞のあり方について見ていくことにする。

臣下の功績に對する賞賜の制度は、遲くとも西周時代には既にある程度明確な形で存在していたようである。即ち、西周より春秋にかけて、會盟の誓約や戰陣での功績を簡册に記して宗廟に報告する策勳の儀禮があった。(16)

凡そ公の行くや、宗廟に告ぐ。反行するや、飲至・舍爵・策勳するは禮なり。（左傳・桓公二年傳）（杜注：爵は飲酒

器なり、既に飲みて爵を置けば則ち勳勞を策に書す、言うこころ有功を速記すなり。）

公、晉より至る、孟獻子、勞を廟に書すは禮なり。（同・襄公十三年傳）（杜注：勳勞を策に書すなり。桓二年傳に曰く云々）

策勳の文辭には賞賜も記され、それが盟府に藏せられて後代に傳えられたようである。左傳に西周より春秋の話として

虢仲・虢叔は王季の穆なり、文王の卿士となりて勳は王室に在り、盟府に藏さる。（僖公五年傳）（會箋：勳を以て封を受くるに亦必ず盟辭あり、……要はその辭、當に司盟の府に藏せらるべし。）

夫れ賞は國の典なり、藏されて盟府に在り、廢す可からざるなり。（襄公十一年傳、晉悼公曰）

とあるのは、「勳」「賞」の記錄が盟辭とともに盟府に藏され、後代にまで傳えられたことを示す。こうして保存、傳世された「勳」「賞」の記錄は、先例故事として「國の典」、即ち賞賜における一つの規準となったらしい。春秋末の例ではあるが、國語・晉語九に魯昭公十五年（前五二七）における晉・中行穆子の言として

善を賞し姦を罰するは國の憲法なり。

とある「國の憲法」も同樣に解することができる。これらは必ずしも成文法の存在を語る譯ではないが、「善く國を爲む る者は賞僭わず刑濫れず」（左・襄二十六、聲子曰く）のように賞罰における一定の規準はあったはずで、先代の故事の蓄積がそのような規準となったことをこれらは示すであろう。こう見てきた時、禮記・祭統に

古えは明君、有德に爵して有功に祿するに、必ずや爵祿を大廟に賜う、敢えて專らにせざるを示すなり。

とあるのも廟前で先代の故事に遵い「專らにせず」に賞賜を行ったことを物語るように思われる。

このような策勳、賞賜の一連の儀禮を詳細に傳える例が、成・康王頃のものとされる小盂鼎の銘文である。缺字が多いが、白川靜氏の釋文訓讀に據り以下に部分を掲げる。(17)

（前略）明、王、周廟に格る。賓、侍す。邦賓、其の旅服を𨻰き、東鄉す。盂、多旂を以いて鬼方の……を帶びて、

□門に入る。告げて曰く、王、盂に命じて、□□を以いて鬼方を伐たしめたまひしに、……執嘗二人、獲馘四千八百□十二馘、人を俘すること萬三千八十一人、馬を俘ること……匹、車を俘ること卅兩、牛三百五十五牛、羊卅八羊を俘れり。王、……盂、拜して稽首し、酋を以いて進み、大廷に卽く。（中略）王、□を呼んで盂に命じ、人馘を以て門に入り、西旅に獻じ、□を以て入りて周廟に燎せしむ。

……三門に入り、位に中廷に卽き北鄉す。盂、告ぐ。（中略）

大采、三□、入りて服酒す。王、廟に格る。（中略）王、□□を呼び、盂に命じて毆を以いて入らしむ。毆を搬すに品を以てす。

ここにその翌日乙酉、三事大夫、入りて服酒す。王、廟に格り、鬲す。王の邦賓侍す。王、命じて、盂に……弓一・矢百・畫韔一・貝冑一・金干一・戚戈二・矢臺八を賞せしむ。（後略）

白川氏の解釋によれば、最初に大廷にて周王への戰果報告（告捷）、斷耳の獻上（獻馘）が行われ、ついで中廷・廟中で廟への告捷と戰利品の搬入がなされた後、翌日に策勳と賞賜が行われたようである。この銘より、早く周初における莊重な策勳儀禮の實在が確認される。但し、ここに記される弓矢、甲冑等の象徵的賜物が盂の獲馘四千八百餘、俘虜萬三千八十一人といった軍功とどのような對應關係にあるのか、詳細は分からない。恐らく、先述のように先代の故事が一定の規範をなしていたであろうが、それ以上の明確な規定はもとよりなかったであろう。このような告捷獻馘の事例は春秋時代にも多見されるが[18]、そこでもなお事情は同樣であったに違いないことも先述の通りである。またこれら春秋以前に確認される諸例はいずれも貴族を賞賜の對象とし、戰國以後の一般兵卒を對象とした制度と直接には連續しない。しかし、先例の蓄積が次第に春秋末には「國の典」「國の憲法」として慣習法化してきたことは、次の時代における成文法の先驅をなすものとして注意してよい。先引晉語中、「國の憲法」として「稱善」と併置される「罰姦」[19]卽ち刑法が、同時期に他ならぬ晉や鄭で「刑鼎」として成文化を見ている事實を想起すべきである。

こういった前代以來の流れを承け戰國期、兵制の變化に伴い、軍功評價の制度の上で大きな劃期となったのが商鞅の變法であろう。卽ち史記・商君列傳に「軍功有る者は各々率を以て上爵を受く」と記す商鞅の軍功賜爵の制度について、韓非子・定法篇には秦の「商君の法」を恐らくは多分に模式化して、次のように述べる。

商君の法に曰く、一首を斬る者は爵一級、官と爲るを欲する者は五十石の官と爲す。二首を斬る者は爵二級、官と爲るを欲する者は百石の官と爲す。官爵の進むるは斬首の功と相い稱うなり、と。

同樣の軍功による昇級の制度を、商君書・境內篇はより詳細に次のように記す（原文は脫誤字が多くそのままでは讀めないため、一應好並隆司氏の復元に從って掲げる）。[20]

能く城を攻め邑を圍み、斬首八千以上なれば則ち論に盈ち、野戰は斬首二千なれば則ち論に盈つ、吏の操及び校自り以上大將まで、盡く行閒の吏を賞するなり、故の爵公士なるや就きて上造と爲し、故の爵上造なれば就きて簪裊と爲し、故の爵簪裊なれば就きて不更と爲し、故の爵不更なれば就きて大夫と爲し、吏を爵して縣尉と爲せば則ち虜六を賜い五千六百〔錢〕を加え、爵大夫にして國治と爲れば就きて官大夫と爲す、故の爵官大夫なれば就きて公大夫と爲す、……能く爵（甲？）首一級を得る者は、爵を賞すること一級、田一頃を益し宅九（五？）畝を益し、庶子一人を除して乃ち兵官の吏に入るを得。

韓非子引く「商君の法」に模式的に示されるように、商鞅の制定に假託される（實際には前後長い期閒に亙る形成の過程があったはずだが）軍功賜爵制において、從軍者は戰鬪での首級に應じて段階的に爵を與えられることになっていた。のみならず、希望者に對しては爵に應じて、もしくは爵の代わりに、[21] 段階的に官位が與えられたという。軍功に對する賞賜としてここでは第一に爵が想定されており、二次的に官位が與えられている點、官位に對する爵の比重の高さを見て取るべきかも知れない。ここで官位と爵位の關係、その歷史的推移につき詳細に檢討し得るだけの準備は未だないが、[22] 軍功に應じて段階的に爵位が、ついで附隨的ながら官位が昇級されていることは確かである。[23] このような軍功に應じた段階的な爵

（及び附隨的ながら官）の昇級制度が、先に述べた前漢における勤務評價制度の原型をなすことはほぼ疑いない。更に、附隨的ではありながら官秩の昇級が行われている所には、軍功爵と同様の身分標識として官秩の機能し始めていたことが見て取れる。後述のように、前漢に入ると身分標識としての官秩の優勢は決定的になるが、その濫觴が既にここに明瞭に認められる。

出土史料でも、ほぼ同時期の秦國における軍功評價の制度は雲夢秦簡に見える。

從軍は當に勞を以て論じ及び賜うべし。未だ拜せずして死し、罪ありて法もてその後を耐遷し、及び法もて耐遷せらる者は、皆その爵及び賜を受くるを得ず。その已に拜し、賜は未だ受けずして死し及び法もて耐遷せらる者は、賜を予う。　軍爵律（秦律十八種、一五三～一五四簡）

即ち從軍中の「勞」が「論」＝審査・認定された上で爵及び賜物の賜與がなされるきまりであった。ここでも從軍の功績に對する賞與としてまず爵が想定されている。但し別文で就官に關する規定もあったかも知れない。なおここで注意すべきは、評價の對象たる從軍の「勞」が漢代と同じように日數を內容とするらしいことである。[24] それは先に擧げた雲夢秦簡・中勞律より分かる。

●敢えてその勞の歲數を深益せる者は、貲すること一甲、勞を棄つ。●中勞律。

軍陣における馘首の功は無論のこと、一定期間の從軍自體が同様に論功行賞の對象となり得るのである。戰鬪に直接には關わらない、後方支援の吏卒らは專らこうした勤務日數によって評價されたはずであり、[25] それなくして彼らの働きを期待することは出來なかったはずである。

韓非子「商君の法」や商君書が傳える秦法の理念によれば、兵卒は元來斬首の功によって評價褒賞されるべきであった。實際には殺敵の機會に與り得ないこれら多くの兵卒らを評價褒賞するためには、從って、何らかの形で彼らの働きを斬首の功に讀み替えてやる必要がある。前漢末期、官吏の勤務日數「勞」を「功」に換算したのと同様に、數年の勤務を

斬首の功に讀み替えることが既に統一秦以前、秦國の軍功褒賞制度に於いても行われていたと考えねばならない。(26)

以上のように考えて過り無いとしたとき、「勞」から「功」への讀替がなされたこと、言い換えれば評價對象の實質的內容が具體的軍功から機械的勤務日數へと變わったことの意味は決して小さくない。吏卒の勤務期間が「功」という明確な單位に換算されることでそれは軍功評價の體系のもと評價されるようになり、遲々としてではあれ、彼らは一律かつ自動的に爵位及び官位を昇級させていくことが可能となるからである。

三　前漢における變化——爵より官位へ、軍功より勤務日數へ——

前章で確認した、先秦における軍功評價とそれに應じた（爵位ないし官位）昇級の制度が漢代に入りいかにして官僚の勤務日數に應じた昇進の制度となっていくか、その過程を本章では檢討する。もとより明確な史料はなく、多分に推測を交えねばならないことを斷っておく。

諸氏の指摘のように、漢初にあっては、軍功に應じて爵を與えられた事例は少なくない。史記・樊噲傳にそれが多見するのも周知の通りである。

高祖の沛公となるや噲を以て舍人と爲す。……郤敵、斬首十五級、爵國大夫を賜る。……城を攻め先登、斬首二十三級、爵・列大夫を賜る。……斬首十六級、上閒爵を賜る。……郤敵、斬首十四級、捕虜十一人、爵・五大夫を賜る。……郤敵先登、候一人・首六十八級を斬り、捕虜二十七人なるを以て爵・卿を賜る。……先登、斬首八級、捕虜四十四人、爵を賜り賢成君に封號せらる。……郤敵、斬首二十四級、捕虜四十人なるを以て、重封を賜る。……章平の軍隊を好時に擊ち、城を攻め先登陷陣、縣令丞各一人・首十一級を斬り、虜二十人、郎中騎將に遷る。秦の車騎を壤東に擊つに從い、郤敵、遷りて將軍となる。

これらが、先に見た先秦の制度を引き繼ぐものであることは確かであろう。また先に擧げた史記馮唐傳の事例「雲中守

尙、坐上功首虜差六級、陛下下之吏、削其爵、罰作之」は富谷至氏の指摘のように首級不實の故に誤って多く與えられた爵を返したものであり、(27) 文帝の時期にも軍功により確かに爵は授けられていた。更に降って前漢末期のものとされる青海上孫家寨漢簡には軍功賜爵の詳細な規定が斷片的に見え、これが當時有效な規定であったとすれば、前漢末にあっても依然、先秦以來の軍功賜爵の制度は存續していたことになる。

しかし一方、右の樊噲傳中、軍功により官位を昇級されたとおぼしき記載のあることにも注意される。卽ち、斬首捕虜の功により彼は「郎中騎將に遷り」「遷りて將軍と爲」っている。その他、漢初に軍功によって官を與えられたと思われる事例は史記・高祖功臣侯者年表に多見される。

そもそも、既に先秦期の規定で、軍功によって爵のみならず官位をも（附隨的ながら）與えられたことは先述の通りである。實例に徵しても、早くは秦昭襄王十四年（前二九三）に次のような事例がある。

その明年（昭王十四年）、白起、左更となり韓・魏を伊闕に攻め、斬首二十四萬、またその將・公孫喜を虜え五城を拔く。起、遷りて國尉となる。河を涉りて韓の安邑以東を取り乾河に到る。明年、白起、大良造となる。

白起は軍功により「遷りて國尉と爲」りその後大良造の爵に進級している。當時の秦爵は特に高爵に於いては官と未分化であったとされるが、國尉は恐らく爵號ではなく明らかに官號であろう。軍功により官號（及びそれに伴う官位）を與えられる事例が既に戰國期に見える譯である。但しこのとき彼が同時に爵を授けられた可能性は否定しない。

漢初以降も、軍功に對する官位授與の事例は次のようにしばしば見られる。元來爵位に附隨して、もしくは代替的に與えられていた官位が、少なくとも史籍上では爵位と同等もしくはそれ以上に頻りに與えられるようになるのである。このことは、漢に入って以降の爵の著しい機能低下、それに伴う身分標識としての官位の優越といった周知の事情と表裏をなすに違いない。

吳・楚の反くや、綰に詔して將と爲す。河閒の兵を將いて吳・楚を擊ち功有り、拜して中尉と爲る。三歲にして軍功

を以て、孝景前六年中に綰を封じて建陵侯と爲す。（史記・衞綰傳）

天子、萬里して伐てるが爲に其の過を錄せず、乃ち詔を下して曰く、「……貳師將軍廣利、厥の罪を征討し、大宛に伐勝す。……其れ廣利を封じて海西侯と爲し、邑八千戶を食ましめよ」と。又た郁成王を斬れる者、趙弟を封じて新畤侯と爲す。軍正の趙始成、功最も多し、光祿大夫と爲る。上官桀、敢えて深入し、少府と爲る。李哆、計謀あり、上黨太守と爲る。軍官吏の九卿と爲る者三人、諸侯相・郡守・二千石は百餘人、千石以下は千餘人。奮行せる者は官その望を過ぎ、適過を以て行く者は皆な其の勞を黜く。士卒は直を賜ること四萬錢。（漢書・李廣利傳）

辛慶忌、字は子眞、少くして父の任を以て右校丞と爲り、長羅侯常惠に隨いて烏孫赤谷城に屯田し、歙侯と戰い、陷陳卻敵す。惠、其の功を奏し、拜して侍郎と爲り校尉に遷る、吏士を將いて焉耆國に屯す。（漢書・辛慶忌傳）

卒伍を以て軍に從い、數ば西域に出で、是に由りて郎と爲る。（漢書・鄭吉傳）

これらのように、戰國末から前漢特に漢初にかけ、頻繁な戰鬪に伴い盛んに行われた、軍功に對する官位（正確に言えば官號とそれに伴う官位）の賜與に際して、當然考え得ることは次である。卽ち、それら官位の賜與においても、軍功に對する論功行賞である以上、先述のような爵位の賜與と同樣の手續きがとられたに閒違いないことである。かくして、軍功に應じて段階的に官位を與える制度が、軍功賜爵の制度を原型として成立したものであろう。その時期を特定することはできないが、遲くとも戰國末より統一秦にかけての頃には出來ていたと思われる。

そう推定する根據は、軍功賜爵の際と同樣、軍功に應じて段階的に官位を與える規定が、以下に擧げるように先秦～後漢初に數例確認されることである。既に先に、韓非子定法篇引く「商君の法」において、軍功に應じて二次的ながら段階的に官位の與えられることを見た。多分に誇張と單純化の想像されるこの記載[28]が、前四世紀中葉の商鞅變法をそのままに傳えるものではないとしても、定法篇の成書したとされる統一秦前夜の頃の實態をある程度反映したものには違いない。やや降って前漢最初期のものとされる先述の張家山漢簡「功令」からも、詳しい內容が分からないため確言はできない

が、軍功に應じた段階的な官位昇進の制度が當時存在したことを指摘できそうである。更に降って後漢最初期の居延漢簡に、「捕斬匈奴虜反羌購賞科別」と題される十五枚から成る（完結してはおらず脱簡あり）冊書がある（E．P．F二二：二二二～二三五、六九二）。同冊書については藤田氏による從來の研究の紹介と包括的な分析があるため詳細はそちらに讓り、ここでは一部を擧げるに止める。(29)

●其生捕得酋豪王侯君長將率者一人☐吏增秩二等從奴與購如此　E．P．F二二：二二三

其斬匈奴將率者將百人以上一人購錢十萬吏增秩二等不欲爲☐　E．P．F二二：二二四

有能生捕得匈奴閒候一人吏增秩二等民與購錢十☐　☐人命者除其罪　E．P．F二二：二二五

●有能生捕得反羌從徼外來爲閒候動靜中國兵欲寇盜殺略人民吏增秩二等民與購錢五萬從奴它與購如此　E．P．F二二：二三三

（●酋豪・王侯・君長・將率を生け捕りにすれば、一人當たり……、吏なら秩を二等增加する。從奴には賞金を與えること通例の通り。二二三／匈奴の將卒を斬首した場合、それが百人以上の將なら一人當たり賞金十萬錢、吏は秩二等を增加。〔吏となるのを？〕欲しない場合は……二二四／匈奴のスパイ一人を生け捕りにできれば吏は秩二等を增加、民は賞金十〔萬錢〕を賜與。……の者はその罪を許す。二二五／塞外から來た反羌で、スパイとなって中國の兵の動靜を窺ったり寇盜殺略を行おうとする者を生け捕れば、吏は秩二等を增加、民は賞金五萬錢。從奴その他への賞金については通例通り。二三三）

ここで注目すべきは「吏增秩二等」の語である。卽ち、官吏の場合、一定數以上の匈奴や羌の君長・斥候を生け捕り乃至斬首すれば秩二等が增加されるという。ここにもやはり、軍功に應じて段階的に官位を昇進させる規定が見られる。無論藤田氏の言われるように別文で賜爵規定のあった可能性は否定しないが、兩者の關係は全く不明である。(30)

以上、統一秦の頃より前漢末に至るまで、軍功に應じた官位の段階的な昇級の規定があったことを確認した。軍功の多寡に應じて段階的に官位が與えられる點、軍功に對する爵位の賜與と全く同樣である。漢代における軍功による官位昇進の制度が、軍功賜爵の制度をもとに形成されたことはほぼ疑いない。

以上を確認した上で、官吏の軍功による昇進制度と、勤務日數による昇進制度との關係を再び考える。一章で、前漢末期の漢簡に見られる「功」と「勞」の評價による官吏の昇進制度は、「功」「勞」や「上功」といった用語や手續きに於いて軍功の評價の制度にきわめて似ることを述べた。ここまで見てくれば、兩者の關係はもはや明らかであろう。前者は、前漢初には既に確立されていた、軍功による官位昇進の制度を原型として、もしくはそれに平行して、形成されたに違いない。

ただ、この兩者の間には一見大きな違いがある。卽ち最初に確認したように、漢簡の「功」「勞」はともに軍とは無緣な官僚の通常の勤務日數（＝勞）乃至それより換算されるもの（＝功）であり、軍陣における殺敵の功や勤務日數とは異なる、という點である。しかしそれは見かけの相違に過ぎない。先に、雲夢秦簡に於いて一定期間の從軍「勞」自體が軍陣での斬首の功と同樣、論功行賞の對象たり得ることを見、更にそのような「勞」が斬首の功に讀み替えられたはずであることを述べた。このように從軍期間が評價對象となり得る以上、その對象が戰國末より漢初の戰亂期、官僚の通常勤務の期間にまで敷衍されたのはごく自然の趨勢であっただろう。蓋しその時期にあって、官僚の通常の勤務と軍隊での勤務、兩者は分かちがたかったと想像される。かくして官僚の一定期間の通常勤務が、軍功と同等に王權への奉仕として評價の對象となったものと考えたい。[31] その際、彼らの勤務日數は兵卒のそれと同樣、斬首の功に讀み替えられたであろう。漢代官吏の勤務日數「勞」を「功」に讀み替える、その起源はここにあると思われる。

前段で、前漢に入って以降、軍功による官位の授與が行われていたことを確認したが、實際には戰鬪によって軍功に與かり得る機會は漢初以降激減したはずである。多くの官僚は、軍功以上に通常の勤務日數によって昇進を遂げるようになったに違いない。文帝期以降しばしば見えるそれらの事例は大庭氏の擧例される所だが、その手續きの上にはかつての軍功による昇進制度の名殘がなお形をとどめていたのである。

以上、官僚が一定期間の通常勤務を評價され、それに應じて段階的に昇進していく制度が遲くとも漢初には成立を見

た。それは軍陣での軍功に應じて段階的に昇進する制度を原型とし、一定の歴史的過程を經て形成されたものであった。やや極言すれば、官秩に隨った段階的な昇進制度は、軍功爵制の整然とした階級構造――その原型は軍隊内の軍職にあったと思われるが――を媒介として初めて成立したとも言える。その出現には春秋末より漢に至る官僚制の形成過程が色濃く反映していると豫想されるが、爵制との關連の上でその過程を詳しく檢討する準備はあいにく今はない。ともあれそうして形成された、功次による自動的な昇進制度の存在を以て初めて、「佐史より丞相に至るまで十二萬二百八十五人」（漢書百官公卿表）からなる官人機構を安定して運轉しえたはずである。「秦漢」統一帝國の出現とほぼ時を同じくしてこうした制度が現れたのは決して偶然ではない。その制度が以後も發展的に繼承され、唐制を經て更に日本の選敍令にも取り入れられることも言うまでもない。但しそこから如何にして次の六朝期の貴族的官制が形成されていくか、その過程と論理を追求することは次の課題に屬するが、最後に一應の展望を述べて結びに代えたい。

結びに代えて

一章で掲げた疑問、官吏の勤務日數「勞」を「功」という全く別の單位に讀み替える譯は、以上である程度説明できたことと思う。かつての軍功褒賞の制度がそこに形骸的に名殘をとどめていたのである。或いは、前漢末期においてなお、軍功と官僚の通常の勤務とは同一の體系のもと評價されていたのかも知れない。(32) かりに形骸的であれ、勤務日數をわざわざ軍功に讀み替える所に、軍功とそれによる昇進をなお貴ぶ當時の人の通念を窺えるように思う。

しかし、そのような通念はいつの頃からか薄れてきたに違いない。その時期を特定することは出來ないが、次の記事からは、後漢のはじめ既に軍功による昇進の卑賤視されていたことが知られる。

建武三年、また廬江に至り、因りて積弩將軍傅俊の東のかた揚州を徇るに遇う。俊、素より惲の名を聞けば乃ち之を禮請し、上りて將兵長史と爲し、授くるに軍政を以てす。……七年、俊、京師に還り、之を上りて論ぜんとするも、

惲、軍功を以て位を取るを恥じ、遂に辭して鄉里に歸る。（後漢書列傳十九郅惲）

「軍功を以て位を取るを恥じ」た彼の態度は、「是より先、吏に軍功多く、車服なお輕」く（漢書景帝紀）或いは「景・武の時、軍功を以て故に封侯せらる者多」かった（漢書敍傳、師古注）という前漢前期には考え難いことであっただろう。こうした變化の生じた背景には、前漢後期より後漢にかけての儒敎の普及、儒雅な敎養官人層の形成といった周知の事情があると思われる。それに伴い、勤務年數を「功」に讀み替える如き、後世からすれば奇妙な制度も廢れていったのであろう。(33) こうして、勤務期閒により自動的に官人たちが昇進しうるようになって初めて、彼らは（あくまで原則上ではあるが）本人の能力如何や有勢者の恣意に關わらず誰もが安定して一定の昇進經路をたどりうるようになったであろう。但し誰もがそのような一定のコースを歩むのでは、膨大化する官僚機構にあって、官僚の上層部は老化せざるを得ない。武帝以後の、孝廉科をはじめとする察擧制度の整備が、そこに風穴をあけ安定的に優秀な人材を得ることを目的の一つとしたことは疑いない。(34) こうして、孝廉茂才、治劇等の科目に應じ得た優秀な人材は、やがて尙書の銓選の形成に伴い、「尙書故事」に從って一定の固定化し始めた昇進コースを機械的に歩むようになるであろう。(35) 一方、それらに應じ得ない大半の凡人たちはエリートコースより一級下がる官途を歩まざるを得なくなる。尹灣簡「長吏名籍」に見える縣丞縣尉らはまさしくそのような者たちであろう。數例ある秀才（茂才）による昇進がいずれも大縣の縣令に限られ、縣長丞尉の場合殆ど「以功遷」となっているのは、秀才の擧による昇進と功次による通常の昇進、兩者の閒に優劣のあった明證である。こうして、出身に應じて幾種類かの差等ある昇進コース群の形成されてきたことが、次の時代における貴族的官制の出現をもたらした一因であったと豫想される。(36) その點については、九品官人法の成立に至る事情とも關連して、機を改めて檢討していきたい。

註

（1） 大庭脩「漢代における功次による昇進」（同氏『秦漢法制史の研究』創文社、一九八二年、所收）。

（2）拙稿「漢代察舉制度の位置—特に考課との關連で—」（『史林』七十九卷六號、一九九六年）。

（3）連雲港市博物館他『尹灣漢墓簡牘』（中華書局、一九九七年）、及び『尹灣漢墓簡牘綜論』（科學出版社、一九九九年）所收・李解民「《東海郡下轄長吏名籍》研究」。

（4）これらの表題は次のようなものかも知れない。「●右以詔書二千石賜勞名籍」（E・P・T五一：四一九）。

（5）同氏前掲論文。

（6）「西漢的功勞、閥閱制度」（同氏『軍功爵制研究』上海人民出版社、一九九〇年、所收）。

（7）「居延漢簡中的"功"與"勞"」（『文物』一九九五—四）。

（8）功將とは、後述の功勞墨將名籍の略。

（9）『文史』三六、一九九二年。

（10）「江陵張家山兩座漢墓出土大批竹簡」（『文物』一九九二—九）。

（11）後掲註(26)も參照されたい。

（12）以下、雲夢秦簡の簡番號は睡虎地秦墓竹簡整理小組『睡虎地秦墓竹簡』（文物出版社、一九九〇年）に據る。

（13）漢簡中には「上功」の語が幾例か見られ、それらはいずれもこのような功勞の申請に關係するものであったと思われる。

吞遠候長放昨日詣官上功不持射具當會月廿八日部遠不及到部謹持弩詣官射七月丁亥蚤食入　二〇三・一八

（吞遠候長の放は昨日候官に出頭し功を上申したが、その時射具を携帶していなかった。今月廿八日に再出頭すべきであるが、部署が遠く聞に合わない。そこで弩で代用して候官にて射擊の試驗を行った。七月丁亥、蚤食の時に出頭。）

この例では射具を持っていないことが問題とされており、候官に出頭しての「上功」の際には或いは射擊の試驗もなされたらしい。七月とあり、秋射の時期としては適當である。秋射の成績に應じて功令第四十五に基づき賜奪勞がなされたから、功勞の申請と同時に秋射の試驗が行われ、そこで賜奪された勞の數と併せて記錄がされたとも考えられる。

（14）藤田高夫氏も類似の指摘をしている（「漢代の軍功と爵制」『東洋史研究』五三—三、一九九四年）。

（15）守屋美都雄「漢代爵制の源流として見たる商鞅爵制の研究」（同氏『中國古代の家族と國家』東洋史研究會、一九六八年、所收）、李開元「前漢初年における軍功受益階層の成立—「高帝五年詔」を中心として—」（『史學雜誌』九九—一一、一九九〇年）、大庭脩「漢爵に關係ある漢簡」（同氏『漢簡研究』同朋舍、一九九二年、所收）、藤田氏前掲論文、朱氏前掲著など。

（16）春秋の策勳が戰國の軍功賜爵の祖型をなすことを既に西嶋定生氏も指摘している。同氏『中國古代帝國の形成と構造』（東大出版會、一九六一年）第五章第二節。

（17）同氏『金文通釋』卷一下（白鶴美術館、一九六六年）器番號六二（器本體は今日既に失われる）。なお段切りは引用者の意による。

（18）ここに取り上げた小盂鼎の他、殷周時代の金文に見える賞

賜については黄然偉「殷周青銅器賞賜銘文研究」（同氏『殷周史料論集』香港三聯書店、一九九五年、所收）が廣く例を集め、また春秋時代については楊希枚「先秦諸侯受降獻捷與遣俘制度考」（『中央研究院歴史語言研究所集刊』二十七、一九五六年）が左傳に見える獻捷の事例を集める。

(19) 例えば簡明で目配りの利いた概説として堀敏一「中國における律令法典の形成―その概要と問題點―」（『中國律令制の展開とその國家・社會との關係―周邊諸地域の場合を含めて―』唐代史研究會、一九八四年、所收）。

(20) 好並隆司『商君書研究』（溪水社、一九九二年）三〇八～三一九頁。なお、境内篇の成書年代について好並氏は早くとも惠文王（前三三七～三二五年）以降とされるが下限は不明である。一篇のみを取り上げてその成書年代を議論するよりも、諸家の説を整理した上で商君書全體の成書年代を紀元前二六〇～二三三年頃とするのが妥當、とする守屋氏の常識的判斷（同氏前掲論文）にここでは從っておきたい。

(21) 先の韓非子「商君の法」によれば爵が與えられた上でそれに應じて官位が與えられるようにも見えるが、墨子號令篇には、閒諜（候）への褒賞として賜爵もしくは官位、と二者擇一が想定されている。

發候……必重發候……反相參審信、厚賜之。候三發三信、重賜之。不欲受賜而欲爲吏者、許之二百石之吏。其不欲爲吏而欲受構賞祿、皆如前。（孫詒讓曰、祿上疑當有爵字）

同篇の成書について、渡邊卓氏は「惠文王前後からその國に入った墨者の手によって書きつがれ、秦帝國の統一前後までには成立した」とする（同氏『古代中國思想の研究―〈孔子傳の形成〉と儒墨集團の思想と行動―』（創文社、一九七三年）第三部第一編第二章）。

(22) 守屋氏は、「おそらく斬首の功あった人は一律に爵を賜わって入官資格を得、その有爵者が入官するときはその爵の上下に比例して適當な官が與えられることになっていたのであろう」とする（前掲論文）。一方、好並氏は史記商君列傳記す商鞅變法に官位授與の記載がなく、商君書境内篇には庶子授官の規定が見え、韓非子「商君の法」に至り明瞭に授官を記すことから、三者の閒に時閒的變遷を想定する（前掲書）。但し史記が前四世紀中葉の商鞅變法を史實に忠實に記したとも思われず、また境内篇の成書年代についても韓非子を大きく遡るか疑わしい（前註(20)）故、にわかには從い難い。春秋戰國閒における官・爵の關係とその推移については、諸文獻の周到な史料批判を踏まえた上で、兵制と軍隊編成の變化、俸祿制と官秩制の形成、更に君主による財源把握の一元化、等の諸方面より多角的かつ柔軟に檢討する必要があろう。

(23) 同樣の爵・官の關係は、先引商君書からも斷片的ながら窺える。卽ち、「吏を爵して縣尉と爲せば……爵大夫にして國治爲れば」にある縣尉は官名として雲夢秦簡にも見え、また國治の稱號は他に例を見ないが、或いは守屋氏の言うように（先引同氏論文）これが國尉の誤りであったとすれば、やはり一國の軍政長官としての官名であったことになる。國尉の官名は後に引く白起の軍功昇進の事例にも見え、或いはこの

境内篇の規定通りに實際に軍功もて昇進した事例が白起のそれであったかも知れない。ただこの前後には守屋氏の補うように何らかの誤脱があったようで、このままでは意を解しがたい。一應、私はこの箇所について前後の句造りから「爵大夫而爲國治」を「故爵大夫」に改め（「故」を補い「而爲國治」を他所から紛れた衍字と解す。國治が國尉だとして大夫の爵位に比し高すぎると思える）、次のように釋しておく。

「もとの爵が不更であったら、大夫の爵に昇級する。その場合、吏となるを希望して縣尉となった者なら捕虜六人と五千六百錢を加賜される。もとの爵が大夫であったなら、官大夫の爵に昇級する。」

この解釋が正しいか否かはともかく、賜爵の規定に挾まって就官の規定がなされているのは事實らしい。

(24) 整理小組はこの「勞」を單に「勞績」とするのみだが（註(12)前掲書）、Hulsewé 氏は hardship or length of service と註する（*Remnants of Ch'in Law*, Leiden : E. J. Brill, 1985, p. 82）。

(25) 無論、上級の士官らの場合には、部下の功に應じて論功行賞が行われることもあったであろう。夙に守屋氏前掲論文、及び大庭氏註(15)論文、藤田氏註(14)論文が指摘する。

(26) 例えば、尉繚子・兵令篇下に敗軍の罰として士卒の軍功ある者は奪一級、なき者は戍三年とされるのは、首級一級（この級とは賞賜としての爵であるよりも手柄としての首級と見るべきであろう）と從軍三年の等價性を語るものかも知れない。

三軍大戰、若大將死、而從吏五百人以上不能死敵者斬、大將左右近卒在陳中者皆斬、餘士卒有軍功者奪一級、無軍功者戍三歲。

なお銀雀山漢簡・兵令篇では「奪一級」を「奪一功」に作り、單なる書き誤りでないとして、首級一級を「功」とも呼んだようである。そうとすれば、漢制において勞四歲より讀み替えられる所の「功」が元來首級一級を意味したことの、これは一傍證ともなろう。但し三歲と四歲の違いはある。

(27) 冨谷至『秦漢刑罰制度の研究』（同朋舍、一九九八年）第Ⅳ編第一章。

(28) 木村英一『法家思想の研究』（弘文堂書房、一九四四年）附錄「韓非子考證」。

(29) 「漢簡中に見える軍功賞賜について」（『古代文化』四五―七、一九九三）。

(30) 私はこの頃既に賜爵とは全く別個に官位が與えられていたと豫測するが、斷言するだけの材料を現在持たない。上孫家寨簡との關係も含め、今後の檢討課題である。

(31) 漢初の惠帝元年に民爵一級と並んで「中郎・郎中の六歲に滿つる者は爵三級、四歲は二級、外郎の六歲に滿つるは二級、中郎の一歲に滿たざるは一級」の爵位が賜與されている（漢書惠帝紀）のも、郎吏の一定期間の勤務が評價されてのことであったかも知れない。なお、後漢には逆に民爵賜與（人ごとに二級）に際して「吏に更勞一歲」を賜與した例がある（後漢書桓帝紀、建和元年）。惠帝紀の事例は、漢初に郎吏の勞數歲が爵一級に値したことを示唆するとともに、桓

帝紀の事例からは爵の價値下落に伴い、吏への賞賜として爵二級の代わりに勞一歳の賜與されるに至ったことが推測される。因みに、同様に慶事に際して官吏に勞數歳を賜與する例は、南朝にも見られる。

（天監）八年正月、輿駕親祠南郊、赦天下、內外文武各賜勞一年。（梁書武帝紀・中）

（天監）十年春正月辛丑、輿駕親祠南郊、大赦天下、居局治事賜勞二年。（同右）

南朝でも官吏の勤務日數を「勞」と呼んだことは後掲註(33)の通り。

(32) 一章に擧げた居延八九・二四簡に見える「功五」は、その例かも知れない。

(33) 一方、官吏の勤務日數を「勞」と呼ぶことは南朝まで殘っていたようである。少々擧例すれば、

博士太常、結免贖論、謚、坐杖督五十、奪勞百日。（南齊書三十一・江謐）

（梁律）又有八等之差、一曰免官・加杖督一百、二曰免官、三曰奪勞百日・杖督一百、…（隋書刑法志）

(34) 孝廉科の設置を要請する董仲舒の言葉は、それを示すものである。

……古之所謂功者、以任官稱職爲差、非謂積日累久也、……今則不然、累日以取賢、積久以致官、……臣愚以爲、使諸列侯郡守二千石各擇其吏民之賢者、歳獻各二人以給衛、且以觀大臣之能、……（漢書董仲舒傳）

尤もこういう初期の理念がやがて官僚制の惰力で形骸化するであろうことは章帝建初元年の詔「夫鄉擧里選、必累功勞」（後漢書本紀）を擧げるまでもなく明らかである。

(35) 尙書による銓選體制の形成、その準則としての尙書故事については拙稿「尙書の銓衡の成立—漢代における「選擧」の再檢討—」（『史林』七十八卷四號、一九九五年）で述べた。

(36) 筆者の考えの一部は、一九九八年度の東洋史研究會大會にて口頭で發表した。

〔附記〕 本稿は、平成十一年度文部省科學研究費補助金（特別研究員奬勵費）による研究成果の一部である。

and Bai Can was adopted for the rank holders implies that the aristocratic rank was also, though barely, effective to protect them from falling into slavery in case the labor punishment was imposed.

THE FORMATION OF THE SENIORITY-BASED PROMOTION SYSTEM

SATO Tatsuro

It has already been known that most of the officials were promoted by completing a certain term of service in the Han period. This paper investigates the process of formation of this system, through which explains the specific character of the seniority system of Han dynasty compared with similar systems of later periods, and intends to clarify its historical significance.

At first, the recent view that an official gained one *gong* 功 (merit) for promotion through a four-year term of service in the Han period is reconfirmed. The author supposes that the *gong* was originally the unit to count severed heads, and hence surveys the historical process through which the *gong* changed its meaning from the unit counting severed heads to the four-year term of service. We can see traces of this process in the Han system.

The establishment of the seniority system through such a process can be considered to have stabilized bureaucracy and have fixed the officials' promoting routes, and can be estimated to be one of the factors forming aristocratic bureaucracy later.

ECONOMIC POLICIES IN THE CHOSUN DYNASTY

SUKAWA Hidenori

This report attempts to explain the economic and political reasons that contributed to the comparatively sluggish trade in the Chosun dynasty. I